

農地法に基づく下限面積の設定について

下限面積の設定について、下記のとおり公表いたします。

平成 28 年 8 月 1 日

新潟市長 篠田 昭
(西蒲区産業観光課)

平成 21 年 12 月 15 日に施行された改正農地法では、農業委員会（新潟市は、国家戦略特別法第 19 条第 1 項の規定に基づき、新潟市長）が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになりました。

新潟市西蒲区農業委員会管内に下限面積を設定することについて、新潟市西蒲区農業委員会の意見を踏まえて、下記のとおり方針を決定しましたので公表いたします。

記

(1) 農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用について

方針 別段面積の設定は、今までどおり下記のとおりとする。

間瀬地区（旧間瀬村区域）、五ヶ浜及び角海浜地区（旧浦浜村区域）のみ、10 アールとする。

なお、他の管内の地域における別段面積は、設定を行う必要は認められない。

理由 2015 農林業センサスでは、西蒲区管内における農家で 50 アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の約 3 パーセントであるため別段面積の設定を行う必要は認められないが、間瀬地区、五ヶ浜地区及び角海浜地区の 3 地区にあっては、山間地域に位置し、他の管内の地域とは自然環境が異なり、平均的な経営規模が極めて小さい地域であり、農地法第 3 条第 2 項第 5 項に規定する面積がその実情に適さないと判断されるため。

(2) 農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用について

方針 別段面積の設定を行う必要性は認められない。

理由 平成 27 年度の農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の耕作放棄地率は、0.37 パーセントと極めて低い状況であるため。